



2025年6月13日

各 位

会 社 名 日本電信電話株式会社  
代表者名 代表取締役社長 島田 明  
(コード番号 9432 東証プライム)

**(変更)「当社子会社(株式会社NTTドコモ)による  
住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する  
公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」  
の一部変更に関するお知らせ**

当社が2025年5月29日に公表した、「当社子会社(株式会社NTTドコモ)による住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」の添付資料である、同日付「住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」の記載事項の一部について、変更がございましたので、お知らせいたします。

詳細については、株式会社NTTドコモが2025年6月13日に公表した、添付の「(変更)「住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更及び公開買付け開始公告の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本資料は、日本電信電話株式会社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社NTTドコモ(公開買付者)が日本電信電話株式会社(公開買付者の親会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

本件に関する問い合わせ先  
財務部門 IR室 赤石、大島  
Tel: 03-6838-5481

2025年6月13日

各位

会社名 株式会社NTTドコモ  
代表者名 代表取締役社長 前田 義晃  
問合せ先 グループ事業推進部  
事業企画担当 北川、大塚  
03-5156-1688

**(変更)「住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する  
公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更  
及び公開買付開始公告の一部変更に関するお知らせ**

株式会社NTTドコモ(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年5月29日に、住信SBIネット銀行株式会社(コード番号:7163、東証スタンダード)の普通株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2025年5月30日から本公開買付けを実施しております。今般、公開買付者が、金融庁から2025年6月13日付で銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第52条の9第1項に基づく認可を取得したこと、及び日本電信電話株式会社(2025年7月1日付でNTT株式会社への商号変更が予定されております。)が金融庁から2025年6月13日付で銀行法第52条の9第1項に基づく認可を取得したことに伴い、2025年5月30日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月30日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月29日付「住信SBIネット銀行株式会社(証券コード:7163)に対する公開買付けの開始及び業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。)及び本公開買付開始公告の内容の一部を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

また、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

記

1. 本プレスリリースの訂正

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第52条の9第1項の定めによる金融庁の認可（公開買付者が受ける認可及びN T Tが受ける認可を総称して、以下「本認可」といいます。）を受けることができなかつた場合、金融庁から本認可を受けたが、本認可に公開買付者又はN T Tが同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつたものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## II. 本公開買付開始公告の変更

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつたものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第52条の9第1項の定めによる金融庁の認可（公開買付者が受ける認可及びN T Tが受ける認可を総称して、以下「本認可」といいます。）を受けることができなかつた場合、金融庁から本認可を受けたが、本認可に公開買付者又はN T Tが同意できない

条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上